

食料・農業・農村政策審議会関係資料

1	食料・農業・農村基本法（抜粋）	1
2	食料・農業・農村政策審議会令	4
3	食料・農業・農村政策審議会議事規則	6
4	食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	8
5	食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会における 技術小委員会の設置について	11
6	（参考）食料・農業・農村政策審議会の構成及び審議事項	12
7	土地改良法（抄）	13
8	農業振興地域の整備に関する法律（抄）	14
9	都市農業振興基本法（抄）	15
10	宅地造成及び特定盛土等規制法（抄）	16

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）抜粋

最終改正：令和6年10月1日法律第63号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（年次報告等）

第16条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 食料・農業・農村基本計画

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食料安全保障の動向に関する事項
 - 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
 - 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第3号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 政府は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 政府は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 政府は、少なくとも毎年一回、第2項第3号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 8 政府は、世界の食料需給の状況その他の食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する

る評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
9 第5項及び第6項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第4章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第52条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第53条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和24年法律第195号）、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、卸売市場法（昭和46年法律第35号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第54条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、前条第1項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第2項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第55条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第56条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）

最終改正：令和6年7月1日

（所掌事務）

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第五十三条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第2条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第3条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第7条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において国土交通省国土政策局地域振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成 19 年 7 月 12 日
 食料・農業・農村政策審議会決定
 平成 20 年 3 月 7 日改正
 平成 20 年 5 月 15 日改正
 平成 20 年 7 月 25 日改正
 平成 21 年 1 月 27 日改正
 平成 21 年 7 月 23 日改正
 平成 23 年 9 月 1 日改正
 平成 26 年 3 月 28 日改正
 平成 27 年 10 月 22 日改正
 平成 29 年 7 月 26 日改正
 平成 30 年 5 月 16 日改正
 平成 30 年 10 月 4 日改正
 令和 3 年 7 月 16 日改正
 令和 4 年 7 月 1 日改正
 令和 4 年 9 月 29 日改正
 令和 5 年 5 月 26 日改正
 令和 6 年 6 月 11 日改正
 令和 6 年 7 月 9 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	1 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食料産業部会	1 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品等の流通の合理化及び取引の最適化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、農

	林水産省所管の物資の流通に関する事項を調査審議すること。
家畜衛生部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、鶏卵生産者の経営安定のための施策に関する事項を調査審議すること。
農業保険部会	<p>農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 <ol style="list-style-type: none"> ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

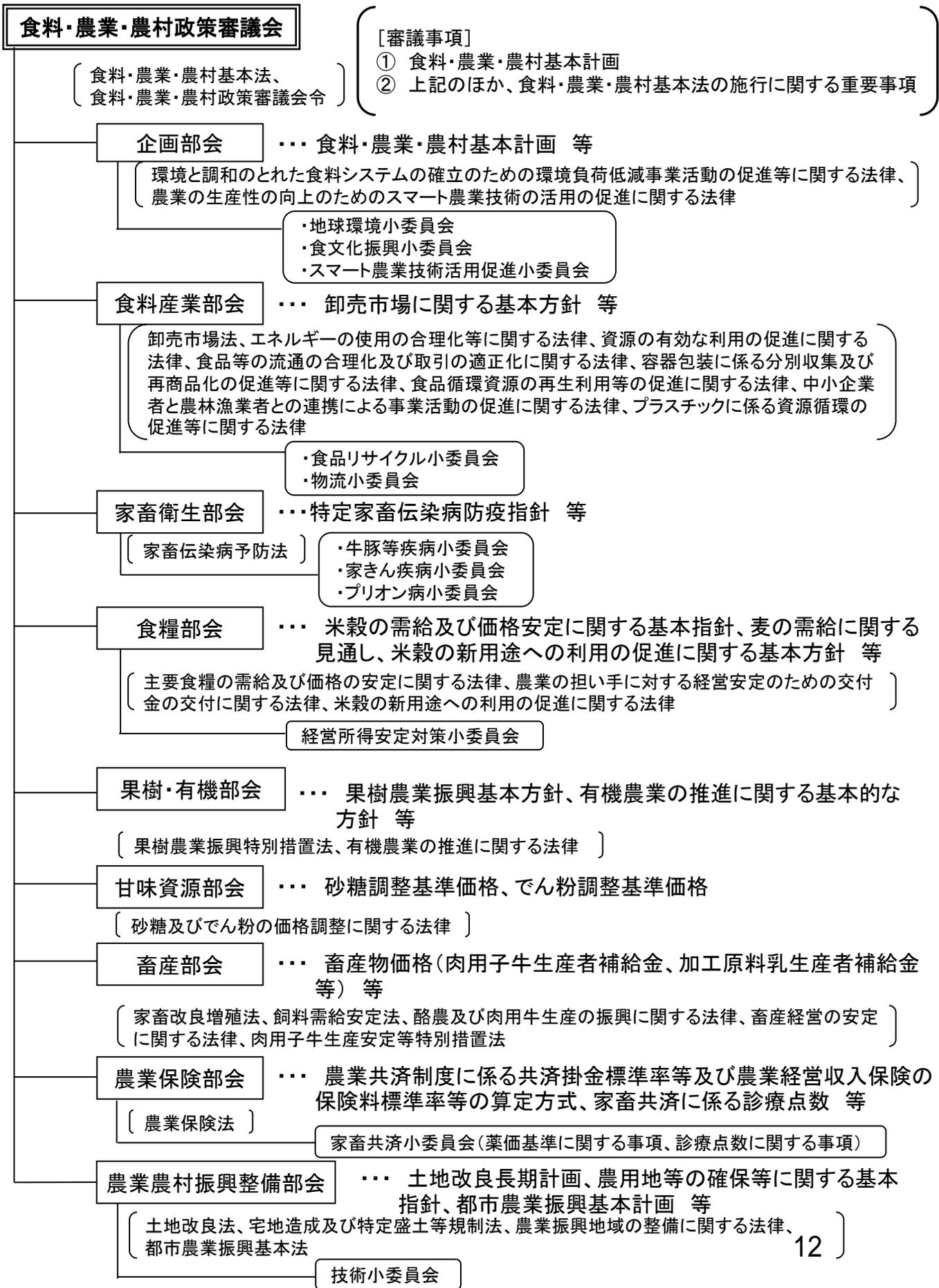
第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課、広報評価課、環境バイオマス政策課
食料産業部会	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食糧部会	農産局農産政策部企画課
果樹・有機部会	農産局園芸作物課、農産政策部農業環境対策課
甘味資源部会	農産局地域作物課
畜産部会	畜産局総務課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会における
技術小委員会の設置について

〔平成19年9月7日
食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会長〕

1. 食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条の規定に基づき、農業農村振興整備部会（以下「部会」という。）に技術小委員会を置く。
2. 技術小委員会が調査審議する事項は、次のとおりとする。
土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準の制改定並びに農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題に関する事項
3. 技術小委員会の委員長は、部会長が指名する。
4. 技術小委員会の委員長は、調査審議の結果を部会に報告するものとする。



土地改良法（抄）

第一章の二 土地改良長期計画

（作成）

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。
- 3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 5 農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

（改定）

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

- 2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

（実施）

第四条の四 国は、土地改良長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

農業振興地域の整備に関する法律（抄）

第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針

（基本指針の作成）

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
 - 二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
 - 三 農業振興地域の指定の基準に関する事項
 - 四 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項
- 3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本指針の変更）

第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

- 2 前条第三項から第五項までの規定は、基本指針の変更について準用する。

都市農業振興基本法（抄）

第二章 都市農業振興基本計画等

（都市農業振興基本計画）

第九条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

宅地造成及び特定盛土等規制法（抄）

第二章 基本方針及び基礎調査

（基本方針）

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。